

境港市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の改定について

1. 計画改定の目的

本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、平成25年7月に「境港市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」（以下「本計画」という。）を策定したところですが、本市をとりまく一般廃棄物処理の状況は、策定当時から大きく変化しています。

本年度、これまでの施策やごみ減量化の状況等についての評価及び課題の検証を行い、循環型社会の更なる推進を念頭に、最新の状況を踏まえ本計画の改定を行います。

〈廃棄物の処理及び清掃に関する法律〉

一般廃棄物処理計画（第6条第1項）

市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。

2. 計画の内容について

平成25年度に策定した本計画においては、一般廃棄物の適正処理を推進するための施策及び事業の基本方針を示しております。

本計画の計画期間は、平成25年度から令和9年度を最終目標年度とする15年計画ですが、今回の改定では、令和5年度以降の目標の設定や施策を見直すものです。

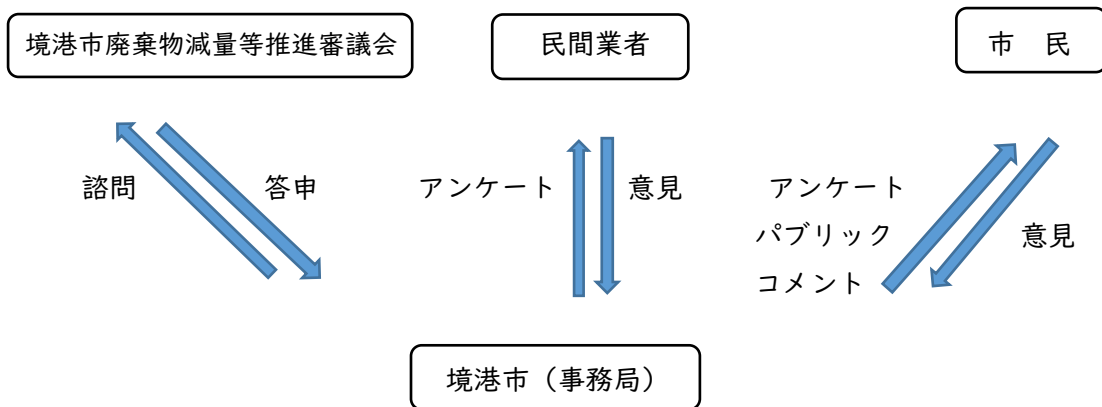
3. 計画の対象範囲

本計画の対象地域は、境港市全域とします。

本計画の対象廃棄物は、一般廃棄物のうち、固形状のもの（ごみ）とします。

※液状のもの（生活雑排水、し尿及び浄化槽汚泥）は除きます。

4. 計画改定の推進体制



〈境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例〉

廃棄物減量等推進審議会（第8条）

法第5条の7の規定に基づき、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項、その他市長が必要と認める事項を審議するため、境港市廃棄物減量等推進審議会を置く。

〈廃棄物の処理及び清掃に関する法律〉

廃棄物減量等推進審議会（第5条の7）

市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

5. 計画策定スケジュール（案）

令和4年	9月	第1回審議会（委員委嘱、諮問、策定方針等説明）
	〃	市民・事業所アンケート
	10月	第2回審議会（原案についての審議）
	12月	議会報告（原案中間報告）
	〃	第3回審議会（パブリックコメント案の審議）
令和5年	1月	パブリックコメント（～2月中旬）
	2月	第4回審議会（パブリックコメントによる修正、答申）
	3月	議会報告（完成報告）